

泉佐野丘陵の土地利用方針の変更等について

泉佐野丘陵地における土地利用方針の変更について

【大阪府】

S62 | (株) 泉佐野コスモポリス設立 (府出資金1.6億円)

⇒経営破綻 (H7)、府の貸付金放棄 (H10 総額約99億5千万円) (銀行団 債権約607.35億円)

H10 | 民事調停に基づき、府市が (株) 泉佐野コスモポリス所有地を買収

⇒土地開発公社資金を活用 (府: 76.5ha、約130.5億円、市: 8.8ha、約11.8億円)、(株) 泉佐野コスモポリス解散、H11特別清算手続き終結

H18 | 土地利用計画策定 (事務局: 商工労働部)

⇒府が都市公園事業として整備することを決定

⇒府土地開発公社所有地を府が買戻し

H19 | 土地利用計画に基づき泉佐野丘陵緑地基本計画を策定 (事務局: 都市整備部)

H26 | 中地区の一部を開園

R4 | 大阪府において泉佐野市の事業化検討調査等を検証

R4.8 | 環境アセス方法書への知事意見申述

R4.9 | 土地利用方針の変更に係る府・市の覚書を締結

⇒東西地区の産業用地化への土地利用方針を変更、将来的な中地区の市への移管等について、府・市基本合意。

【泉佐野市】

R1.8, R2.1 | 泉佐野市から要望

⇒「泉佐野丘陵緑地における土地利用方針の抜本見直しについて」地域経済の活性化、人口減少対策等から、同丘陵緑地の土地利用を転換し、産業集積地を創出。

R3~4 | 泉佐野市において事業化検討調査等を実施

R4.6 | 泉佐野市 土地利用見直し基本方針を決定

R4.8 | 泉佐野市都市計画マスタープランを改定

R4.1 | 泉佐野市・田尻町清掃施設組合 環境アセス方法書作成

R4.10 | 東地区の土地区画整理事業施行のため、包括委託事業予定者の公募を開始

※今後、必要となる都市計画等の手続きを進め、東西の産業用地化、中地区の市への移管を図る。

泉佐野市におけるまちづくりの考え方

- 東・西地区を産業用地化することで、新たな産業拠点を形成し、**既設の中地区は地域と産業用地をつなぐ公園として活用**することで、地域の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進める
→市「都市計画マスタープラン」を改定（R4.7 市都市計画審議会で審議の後、R4.8市決定）

